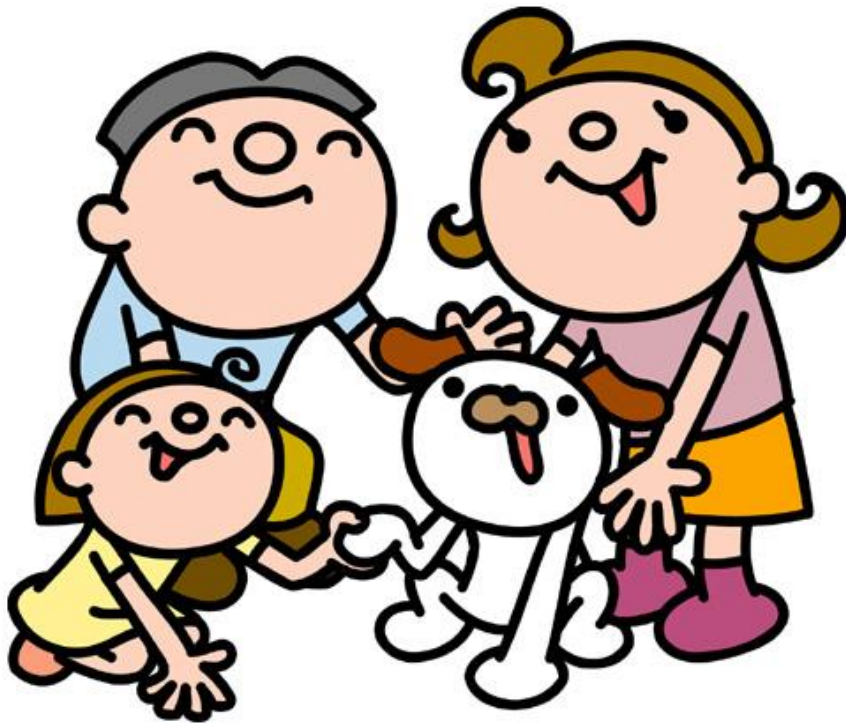


市民が主役のまちづくり

栗東市自治会活動交付金 事務の手引き



令和6年4月

栗東市 市民部 自治振興課

目 次

1 栗東市自治会活動交付金とは	1
2 交付対象団体について	1
3 自治会活動交付金制度の概要について	2
4 交付金の交付対象事業について	3
5 交付金対象事業の概要及び算定額等について	4
6 交付金の事務手続きの流れについて	8
7 交付金執行上、ご注意いただきたいこと Q & A	10

○自治会活動交付金関係書類記入事例

・ 交付申請書（様式第1号）の記入例	15
・（環境保全事業）計画調書（様式第2号）の記入例	16
・ 交付決定通知書〔1次交付分〕 交付決定通知（様式第3号）の例	17
・ 交付金交付請求書〔1次交付分〕（様式第6号）の記入例	18
・（環境保全事業）実績報告書（様式第7号）の記入例	19
・（環境保全事業）実績調書（様式第8号）の記入例	20
・ 環境保全事業算定用資料（様式第9号）の記入例	21
・ 交付決定通知書〔2次交付分〕（様式第11号）の例	22
・ 交付請求書〔2次交付分〕（様式第6号）の記入例	23
・ 自治会活動報告書（様式第10号）の記入例	24

○栗東市自治会活動交付金交付規則	27
------------------	----

1 栗東市自治会活動交付金とは

本市では、これまでに自治会に対して、市からの委託事務や依頼事務、その他、地域における自治会活動への補助金等として、各担当課より事業毎の補助金等を交付してきました。これら補助金等の交付にあたっては、自治会長や役員の方々がそれぞれの担当課へ個別に申請の手続きを行わなければならず、事務手続きの負担となっていました。

このようなことを踏まえ、市では先ず、これまで自治会活動等への支援を行ってきたいくつかの補助金等について、個々の制度を維持する中で統合を行い、申請窓口の一本化と併せ提出書類と事務手続きの簡素化を図るため、平成25年度より交付金としてまとめ、自治会へ交付する新しい制度「栗東市自治会活動交付金」となりました。

この自治会活動交付金制度は、自治会が自主的に進めるまちづくりを促進し、自治会と市との協働によるまちづくりの推進に寄与するため、安全で住み良い地域社会の実現に向けた自治会活動を行っていただく自治会に対し、予算の範囲内で交付金を交付することとしています。自治会においては一定の算定基準に基づく交付額内で、事業計画等に基づき柔軟かつ効果的に活用していただくことができます。

2 交付対象団体について

◆ 交付対象団体は「自治会」です。

「自治会」とは・・・

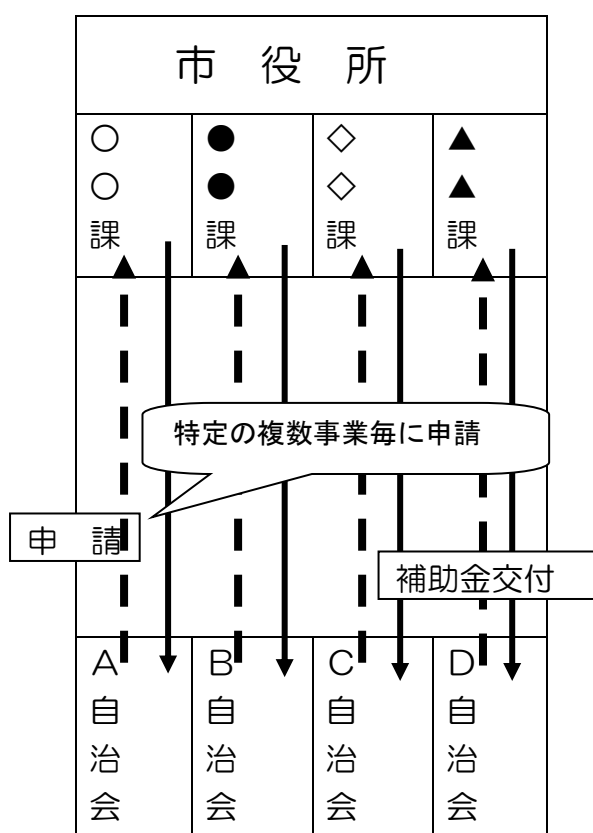
地方自治法第260条の2第1項に規定する住民相互の親睦や福利の向上の他、地域の連帯意識の醸成、住みよいまちづくりの推進などを旨として結成される地縁団体。認可地縁団体（法人）の他、一定の要件を満たす地域団体。新設の場合、市に届出があり、規模、運営規約等についての基準を満たしていると認められた団体です。

3 自治会活動交付金制度の概要について

◆ 自治会関連補助金等の交付金制度への移行について

栗東市自治会活動交付金は、いくつかある自治会関連補助金等のうち、平成24年度までの「自治会文書配布委託料」、「生涯学習推進員報酬」、「環境保全事業補助金」、「地域ふれあい敬老事業補助金」、「児童遊園管理委託料」の5項目を統合し、自治会、行政ともに事務の簡素化を図る中で、平成25年度よりまとめて自治会へ交付金として交付しています。

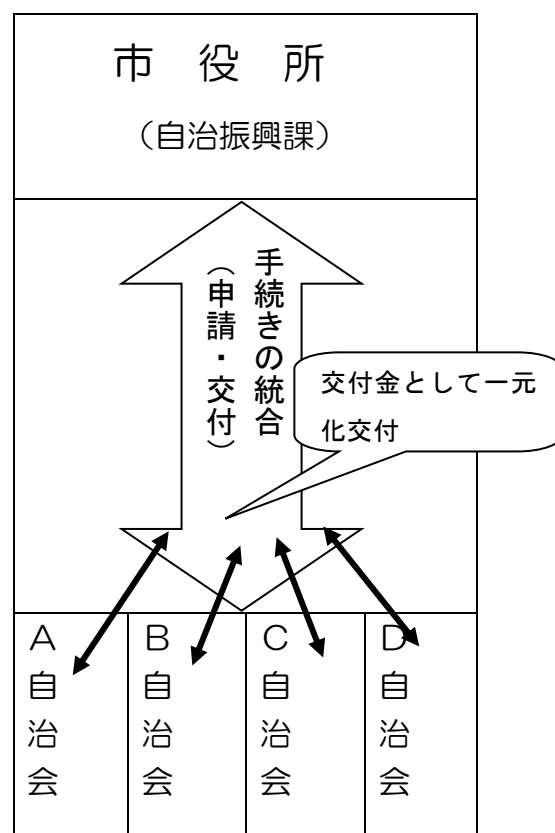
◇平成24年度までの自治会関連補助金等



（統合する自治会関連補助金等）

- 自治会文書配布委託料
- 生涯学習推進員報酬
- 環境保全活動事業補助金
- 地域ふれあい敬老事業補助金
- 児童遊園管理委託料

◇自治会活動交付金制度への移行後



（自治会活動交付金）

- 自治会文書配布事業
- 生涯学習のまちづくり事業
- 環境保全事業
- 地域ふれあい敬老事業
- 児童遊園管理事業

4 交付金の交付対象事業について

交付対象事業名	交付対象事業内容
自治会文書配布事業	(1) 市から送付する配布物の各戸配布業務に関すること。 (2) 各種文書の回覧及びポスター等の掲示業務に関すること。
生涯学習のまちづくり事業	(1) 自治会住民の教養の向上と情操を育む、特色あるまちづくり活動事業 (2) 広報並びに情報の提供及び収集に関する事業 (3) 保健及び健康づくりに関する事業 (4) 福祉に関する事業 (5) 子育て支援に関する事業 (6) ごみの減量その他生活環境の保全に関する事業 (7) 防犯、防災その他住民の安全に関する事業 (8) 青少年の健全育成に関する事業 (9) 住民のふれあいの場の創出に関する事業 (10) 男女共同参画の推進に関する事業 (11) その他自治会の自主的な学習活動と生涯学習のまちづくりを推進するための事業
環境保全事業	(1) 道路、河川等の清掃 (2) ごみ不法投棄防止看板等の設置 (3) 自治会が管理する空地、広場の緑化 (4) 花壇及びフラワーポットの設置及び管理 (5) 環境美化意識高揚の講習会及び研修会 (6) 栗東市生活環境保全推進会議が推進する事業 (7) 一般廃棄物処理の推進
地域ふれあい敬老事業	(1) 敬老会事業 (2) 高齢者同士又は高齢者と地域の住民が交流を図ることができる事業 (3) その他高齢者の長寿を祝うための事業 ※原則として、市内の集会のできる施設において行われるものとします。
児童遊園管理事業	(1) 施設及び遊具の維持管理に関すること。 (2) 児童遊園の敷地内の除草、清掃その他美化に関すること。

※自治会活動交付金の交付対象事業は、自治会文書配布事業、生涯学習のまちづくり事業（いずれか1以上の事業とする。）、環境保全事業のうち道路、河川等の清掃及び児童遊園管理事業（児童遊園が所在する自治会に限る。）は、必須事業となっています。

5 交付金対象事業の概要及び算定額等について

【1. 自治会文書配布事業】

○ 事業の概要

市から送付する自治会文書等の配布事業について交付金を交付します。

○ 事業主体

自治会

○ 交付対象事業

(1) 市から送付する配布物の各戸配布業務

毎月市からの自治会発送にて送付する自治会への配布物の住民への配布等
(市が依頼するものに限ります。各種団体等からのものは原則として除きます。)

(2) 各種文書回覧及びポスター等の掲示業務

(市が実施する啓発用ポスターに限ります。各種団体等からの依頼等は原則として除きます。)

○ 交付金の額

均等割と世帯割で積算し交付します。

〔均等割(2,400円)＋世帯割(@35円×世帯数)〕×12ヶ月＝

年間文書配布事業額

※世帯割の積算にかかる世帯数については、交付年度前年の10月1日現在の住民登録の世帯数とします。

【2. 生涯学習のまちづくり事業】

○ 事業の概要

自治会が実施する生涯学習のまちづくり事業に対して交付金を交付します。

○ 事業主体

自治会

○ 交付対象事業

- (1) 自治会住民の教養の向上と情操を育む、特色あるまちづくり活動事業
- (2) 広報並びに情報の提供及び収集に関する事業
- (3) 保健及び健康づくりに関する事業
- (4) 福祉に関する事業
- (5) 子育て支援に関する事業
- (6) ごみの減量その他生活環境の保全に関する事業
- (7) 防犯、防災その他住民の安全に関する事業
- (8) 青少年の健全育成に関する事業
- (9) 住民のふれあいの場の創出に関する事業
- (10) 男女共同参画の推進に関する事業
- (11) その他自治会の自主的な学習活動と生涯学習のまちづくりを推進するための事業

○ 交付金の額

一自治会につき年間 5,100 円

【3. 環境保全事業】

○ 事業の概要

地域の生活環境の保全を目的に、自治会で実施する環境美化活動事業及び一般廃棄物処理の推進に対し、自治会の規模に応じて集積場管理等の 1 次交付、年間の作業実績に基づき 2 次交付の 2 回にわけてそれぞれ予算の範囲内で交付します。

※実績報告の際に、活動の様子が分かる写真の提出が必要になります。

○ 事業主体

自治会

○ 交付対象事業

● 道路・河川等の清掃を必須事業とし次の(1)～(6)の事業を対象とします。

- (1) ごみ不法投棄防止看板等の設置
- (2) 自治会が管理する空き地や広場の緑化
- (3) 花壇・フラワーポットの設置管理
- (4) 環境美化意識高揚の講習会・研修会
- (5) 栗東市生活環境保全推進会議が推進する事業
- (6) 一般廃棄物処理の推進

○ 交付金の額

予算の範囲内

【4. 地域ふれあい敬老事業】

○ 事業の概要

多年にわたり地域社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝い、地域の中で支えあう安心のまちづくりを促進するため、自治会が実施する地域ふれあい敬老事業に対して交付金を交付します。

○ 事業主体

自治会

○ 交付対象事業

- (1) 敬老会事業
- (2) 高齢者同士又は高齢者と地域の住民が交流を図ることができる事業
- (3) その他高齢者の長寿を祝うための事業

※ 原則として市内の集会のできる施設において行われるものとします。

○ 交付対象経費

- (1) 入場料、入浴料、食事代、記念品代その他の経費
- (2) 会場借上料、自動車借上料及び余興報償費
- (3) その他市長が認める経費

○ 交付金の額

前年度の10月1日現在において自治会に住所を有する数え年69歳以上の人数(特別養護老人ホーム入所者を除く)に、1,000円を乗じて得た額とします。

【5. 児童遊園管理事業】

○ 事業の概要

自治会内には、地域の住民の方々に利用いただいている児童遊園があり、児童の遊び場や住民の憩いの場として活用いただいています。

児童遊園が所在する自治会において、児童遊園の日常における維持管理（施設及び遊具の維持管理（安全点検含む）、敷地内の除草、清掃その他美化に関すること）をいただく経費の一部を支援するため、児童遊園の規模に応じて交付金を交付します。

○ 事業主体

自治会

○ 交付金の額

下記の表により交付します。

児童遊園の規模	積算根拠
165 ㎡未満	1 箇所につき年額 5,000 円
165 ㎡以上 300 ㎡未満	1 箇所につき年額 8,000 円
300 ㎡以上 500 ㎡未満	1 箇所につき年額 11,000 円
500 ㎡以上 800 ㎡未満	1 箇所につき年額 16,000 円
800 ㎡以上 1,000 ㎡未満	1 箇所につき年額 20,000 円
1,000 ㎡以上 1,500 ㎡未満	1 箇所につき年額 29,000 円
1,500 ㎡以上	1 箇所につき年額 38,000 円

6 交付金の事務手続きの流れについて

(1) 自治会活動交付金の事務手続きの流れ

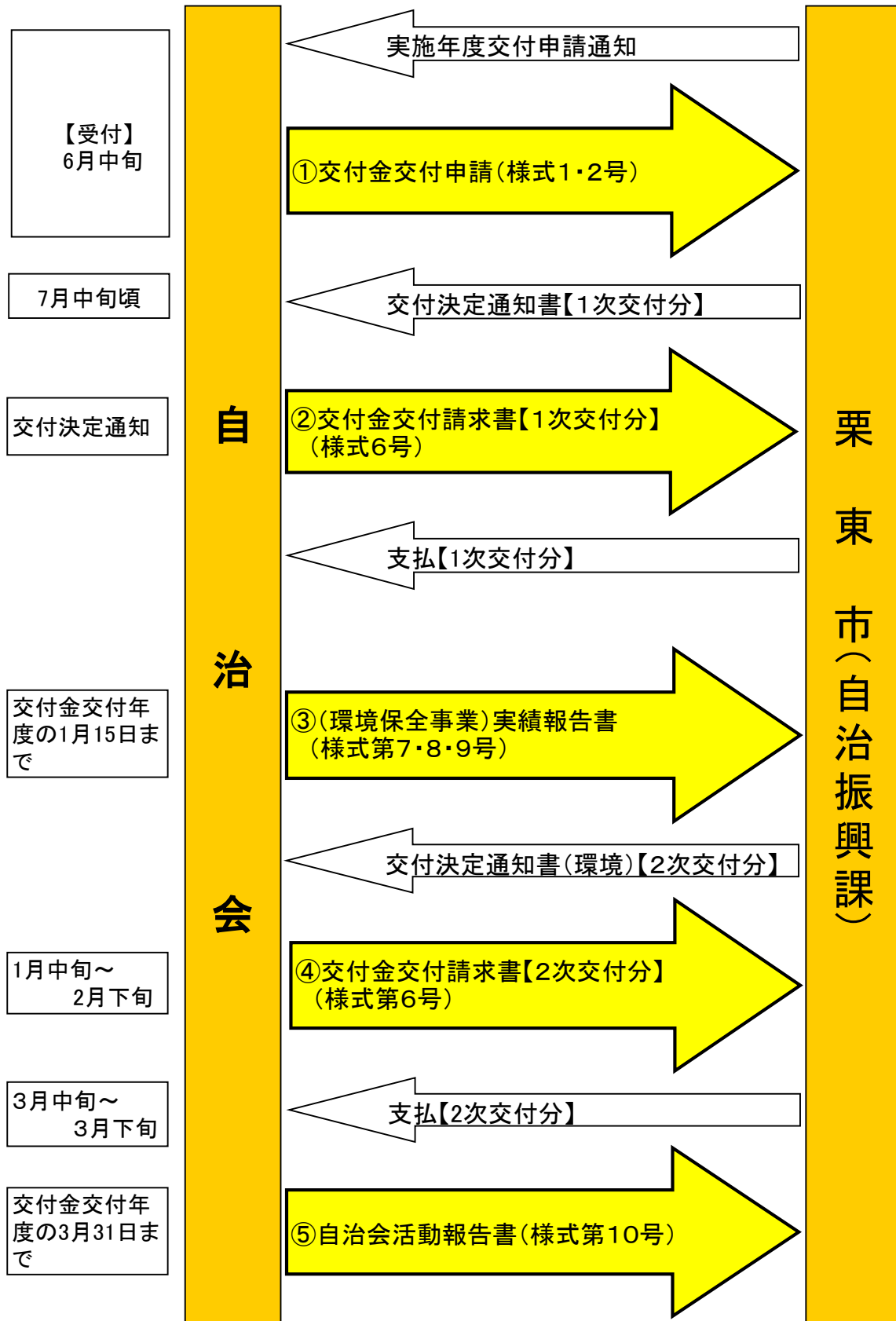
交付金交付を受けるにあたり、自治会が行っていただく事務手続きの流れです。
次頁の「自治会活動交付金 手続き図」を参考にしてください。

- ① 交付金を受ける事業について、交付金申請書（様式第1号）及び計画調書（様式第2号）の提出
→ 栗東市から1次交付分交付決定通知の通知
↓
- ② 1次交付分交付金の交付請求書（様式第6号）の提出
→ 栗東市から1次交付分支払い
↓
- ③ 環境保全事業実績報告書提出（様式第7・8・9号）
→ 栗東市から2次交付分交付決定通知の通知
↓
- ④ 2次交付分交付金の交付請求書（様式第6号）の提出
→ 栗東市から2次交付分支払い
↓
- ⑤ 自治会活動報告書（様式第10号）の提出

(2) 自治会活動交付金は下記のとおり、1次交付分・2次交付分を年度内2回に分けて各対象事業の当該年度の予算の範囲内において自治会へ交付します。

交付時期	自治会活動交付金 交付対象事業
1次交付分 (年度当初の市長の定める日までに申請のあったものに対して交付)	◆ 自治会文書配布事業 ◆ 生涯学習のまちづくり事業 ◆ 環境保全事業（1次交付分） ◆ 地域ふれあい敬老事業 ◆ 児童遊園管理事業
2次交付分 (環境保全事業完了実績による配分により交付)	◆ 環境保全事業（2次交付分）

栗東市自治会活動交付金 手続き図



7 交付金執行上、ご注意いただきたいこと Q & A

栗東市自治会活動交付金は、平成24年度までの自治会補助金等5項目を自治会活動交付金制度へと移行することにより、申請窓口の一元化、申請手続きと提出書類の簡素化を図りました。

交付金は複数の事業メニューをまとめて自治会へお支払いすることになりますが、それぞれの事業毎の内訳が明確であってほしいとの地域の要望を受け、事業メニュー毎の積算基準や対象事業は交付金へ引き継ぐ中で、事業メニューと予算の範囲内で柔軟に対応できるようになりました。

しかしながら、交付金の執行には予めご理解いただきたいルールがあります。

本手引きを参考にいただき、適切な執行をお願いいたします。

(1) 栗東市自治会活動交付金制度について

Q 1-1

自治会活動交付金になるとこれまでの補助金と何が変わるのですか？

A：平成24年度まで、地域にお支払いしていた、自治会関連補助金等は、事業毎に各担当課において事業計画等をもって申請手続きをしていただき、交付させていただくものが多くありました。また、交付額が積算基準等により明確になっているものについても、それぞれの申請や口座登録が必要になっていました。

更には、補助金等の事業毎の予算内での用途が決められており、余剰金を他の事業に充当することはできませんでした。

自治会活動交付金では、一定事業毎のメニューと積算基準を明確にしておりますが、地域が必要とする財源として一定事業メニューの主旨に逸脱しない範囲内においてまとめて交付しますので、これまでよりも柔軟に地域の実情や特性にあわせて自治会活動の経費としてお使いいただくことができます。

Q 1-2

自治会活動交付金の申請手続きは必要ですか？

A：自治会活動交付金については、世帯数や箇所数、対象者数により金額が確定される事業メニューも含まれていることから予め確定する金額を記入させていただいた上で、毎年5月中を目処に全自治会へ申請書を自治会へ送付させていただきます。

Q 1-3

自治会活動交付金に統合されなかった補助金等はどうなりますか？

A：栗東市自治会活動交付金制度では、平成 24 年度まで個別に交付されていた 5 項目（自治会文書配布委託料、生涯学習推進員報酬、環境保全事業補助金、地域ふれあい敬老事業補助金、児童遊園管理委託料）が統合されており、それ以外の下記の自治会関連補助金等については、これまで同様に各課にて申請いただき交付いたします。

	補助金の名称等	担当窓口課
各 課 で 交 付 す る 補 助 金 等	自治ハウス設置事業費補助金	自治振興課
	自治会掲示板設置補助金	自治振興課
	自主防災組織育成事業補助金	危機管理課
	消防施設等整備事業補助金	危機管理課
	防災士養成事業	危機管理課
	防犯灯設置補助金	危機管理課
	防犯カメラ設置事業補助事業	危機管理課
	自主防犯活動団体運営補助金	危機管理課
	ごみ集積場整備事業補助金	環境政策課
	土地改良補助金	農林課
	みんなの広場等整備補助金	都市計画課
	児童遊園遊具設置整備事業補助金	都市計画課
	児童遊園（公園）の補修材料の現物給付	都市計画課
	近隣景観形成協定等推進・修景対策事業補助金	都市計画課
	街づくり推進事業補助金	都市計画課
	道路愛護活動補助金	土木交通課
	道路等の補修材料の現物給付	土木交通課

Q 1-4

自治会活動交付金の申請手続きのために市役所に行く時間が無いのですが？

A：自治会活動交付金の申請書類や実績報告書類の様式については栗東市ホームページにも掲載しています。ホームページに掲載している様式の活用や市から届きました書類をスキャン等していただき、電子メールでの申請書類の提出や実績報告書類の提出も可能です。

メールアドレス：jichishinko@city.ritto.^{エルジー}lg.jp

申請書類について市ホームページに掲載している様式を使用される場合は、10ページのQ1-2に記載のとおり、予め世帯数や箇所数、対象者数により金額が確定されている内容もありますので、市から届きました申請書類様式の確認および転記のうえ、提出お願いいたします。

また、実績報告書に添付いただく必要のある領収書のコピーや活動状況の写真についても、スキャン等していただき、PDF等の形式にて、あわせて電子メールでの提出も可能です。

なお、令和3年7月より栗東市において、行政手続きにおける押印等の見直しを行いましたので、自治会活動交付金の交付申請書（様式第1号）、変更交付申請書（様式第4号）、（環境保全事業）実績報告書（様式第7号）、自治会活動報告書（様式第10号）について、押印不要となっております。

ただし、交付金請求書については、自治会の会長印を押印いただく必要がありますので、お手数おかけしますが、直接市役所へ提出いただくか、最寄りのコミュニティセンターに預けていただきますよう、お願いいたします。

（2）会計事務について

Q 2-1

実績報告はどのように提出すればよいですか？

A：自治会活動交付金の対象事業のうち、自治会文書配布事業、生涯学習のまちづくり事業、地域ふれあい敬老事業、児童遊園管理事業に関しては、対象事業の終了後、年度末までに自治会活動報告書を提出していただきます。

ただし、環境保全事業については、一次交付の後、事業終了後、2次交付分を実績ベースで交付する関係から、交付を受けた年度の1月15日までに実績調書（様式第8号）及び環境保全事業算定用資料（様式第9号）を添えて、実績報告書（様式第7号）を提出いただく必要があります。

Q 2-2

交付金に関する文書は、何年間保存する必要がありますか？

A：交付金に係る実績報告書と領収書等の証拠書類は、事業終了後5年間保存してください。

Q 2-3

次年度の予算書を作ります。交付金の金額はいつごろ教えてもらえますか？

A：自治会活動交付金のうち、自治会文書配布事業、生涯学習のまちづくり事業、地域ふれあい敬老事業、児童遊園管理事業については、前年度の10月1日時点の世帯数や対象者数、箇所数等により概ねの対象事業費の算出は可能です。

各自治会へ正式にお知らせするのは次年度5月下旬になります。各自治会での予算を立てる際に、前もって概算数が必要な場合は、自治振興課にご相談ください。

Q 2-4

申請書に記載した環境保全事業の金額と1次交付決定通知書の金額が違うのですが

A：「5 ページ、【3.環境保全事業】○事業の内容」に記載のとおり、1次交付では自治会の規模に応じて集積場管理等として予算の範囲内で交付するため、申請額と1次交付決定額は異なります。年間の作業実績は2次交付で予算の範囲内で交付します。

栗東市自治会活動交付金
関係書類記入例

交付申請書（様式第 1 号）の記入例

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栗東市長

様

申請者 自治会名 くりた自治会
自治会長氏名 栗東 太郎

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金交付申請書

下記のとおり令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金の交付を受けたいので、栗東市自治会活動交付金交付規則第 5 条の規定により申請します。

算定額の合計額を記入

記

環境保全事業、地域ふれあい
敬老事業を自治会で記入

交付申請額 226,900 円

算定区分（交付対象事業）	積算根拠		算定額
自治会文書配布事業	2, 4 0 0 円×1 2 月 3 5 円× <u>1 0 0</u> 世帯×1 2 月		7 0, 8 0 0 円
生涯学習のまちづくり事業	5, 1 0 0 円		5, 1 0 0 円
環境保全事業	（概算事業費）		8 0, 0 0 0 円
地域ふれあい敬老事業	開催（ <u>する</u> ・しない）1, 0 0 0 円× <u>5 0</u> 人		5 0, 0 0 0 円
児童遊園管理事業 域ふれあい敬老事業 開催される場合は、 <u>る</u> としていただき 定額を記入してくだ い。	165 m ² 未満	5,000 円× <u>2</u>	1 0, 0 0 0 円
	165 m ² 以上 300 m ² 未満	8,000 円× <u> </u>	円
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	11,000 円× <u>1</u>	1 1, 0 0 0 円
	500 m ² 以上 800 m ² 未満	16,000 円× <u> </u>	円
	800 m ² 以上 1,000 m ² 未満	20,000 円× <u> </u>	円
	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	29,000 円× <u> </u>	円
	1,500 m ² 以上	38,000 円× <u> </u>	円
合計			2 2 6, 9 0 0 円

地域ふれあい敬老事業を開催される場合は、するとしていただき算定額を記入してください。

備考 環境保全事業を算定に含めるときは、栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）計画調書（別記様式第 2 号）を添付してください。

※「自治会文書配布事業」、「地域ふれあい敬老事業」、「児童遊園管理事業」については、前年度 10 月 1 日現在の住民登録の世帯数に基づき交付しますので、その後に変動がありましても修正出来ません。

- ・ 16 ページ 様式第 2 号（5 条関係）計画調書の合計額を転記してください。
- ・ 概算事業費の交付金は実績に基づき 2 次交付分で交付します。（予算の範囲内）

（環境保全事業）計画調書（様式第2号）の記入例

この様式には、1月～12月までの年間の実施（予定）を記入ください。

様式第2号（第5条関係）

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）計画調書

実施（予定） 月 日	事業名	事業の内容（例）	参加人員	事業費
1月 〇日	清掃活動	自治会内 空き缶等ごみ拾い	自治会員 〇〇名	〇〇円
7月 〇日	びわ湖を美しくする 運動	〇〇川 草刈り・清掃 ■■道路沿線 草刈り・清掃	自治会員 〇〇名 (予定)	概算 〇〇円
〇月 〇日	清掃活動	自治会内 空き缶等ごみ拾い	自治会員 〇〇名	概算 〇〇円
△月 △日	△△	△△	自治会員 〇〇名	無料
12月 〇日	年末一斉清掃	自治会内清掃	自治会員 〇〇名	〇〇円
↑ 実施（予定）月 日を記載して ください。	↑ ・自治会内で実施（予 定）される全ての環 境保全事業名を記載 してください。 ・自治会や自治会内各 種団体の実施（予定） の学習会等の事業名 も含めて記載してく ださい。 ・ <u>他の補助金、交付金 の対象になっている ものは除外くださ い。</u>	↑ ・自治会内で実施（予 定）され る全ての環境保全事業内容を 記載してください。 ・自治会や自治会内各種団体の 実施（予定）の学習会等の事 業も含めて記載してくださ い。 ・ <u>他の補助金、交付金の対象に なっているものは除外くださ い。</u>	↑ ・清掃や学 習会等環境 保全事業の 実施主体別 に参加（予 定）人員を 記載してく ださい。	↑ ・各事業の実 施ごとに 合計額（概 算）を記載 してくだ さい。 ・最終に総計 額を記載 して下さい。 ↓
合 計				80,000 円

様式第1号（第5条関係）栗東市自治会活動交付金交付申請書の
環境保全事業（概算事業費）の算定額欄に転記ください。

2次交付分（環境保全事業）実績報告書に記録写真（全事業の内3～4枚）及び
物品及び借用物等の経費がわかる領収書の写しの添付が必要となります。

交付決定通知書〔1次交付分〕交付決定通知（様式第3号）の例

様式第3号（第6条関係）

第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇 様

栗東市長

印

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金交付決定通知書（1次交付分）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で交付申請のあった令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金について、栗東市自治会活動交付金交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付金（1次交付分）の交付決定額 161,900 円

算定区分（交付対象事業）	算定額（交付決定額内訳）
自治会文書配布事業	70,800円
生涯学習のまちづくり事業	5,100円
環境保全事業	15,000円
地域ふれあい敬老事業	50,000円
児童遊園管理事業	21,000円
合計	161,900円

交付の条件：栗東市自治会活動交付金交付規則別表第2に定める事業以外に当該交付金を使用してはならない。

- ・ 1次交付分は自治会の規模に応じて集積場管理分等を交付します。
- ・ 申請書に記載の概算事業費の交付は実績に基づき予算の範囲内で2次交付分として交付します。

交付金交付請求書〔1次交付分〕（様式第6号）の記入例

様式第6号（第8条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栗東市長 様

自治会の会長印

請求者 自治会名 くりた自治会
自治会長氏名 栗東 太郎

印

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金交付請求書

令和〇〇年 〇月 〇日付け栗〇〇第〇〇号で交付決定のありました栗東市自治会活動交付金について、栗東市自治会活動交付金交付規則第8条の規定によりその交付を請求します。

記

様式第3号（第6条関係）交付金交付決定通知書にて市から交付決定を受けた額

金 161,900 円

（ 1次交付分 ・ 2次交付分 ・ 変更交付分 ）

振込口座

金融機関名	預金種目	口座番号	名義
金融機関名を記載し、□で囲む。 ☐ 〇〇銀行 ☐ 農協 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合	☒ 普通 当座	〇〇■●△△◇	ふりがな りっとう たろう 栗東 太郎
☐ 本店は□で囲む。 ☐ 支店・出張所は店名を記載。該当を□で囲む。	本店 ☐ 〇〇支店 出張所 該当する預金種目を□で囲む		

※ 交付金の振込先について、金融機関名、預金種類、口座番号、名義（ふりがな）に、お間違いがないようご注意ください。

(環境保全事業) 実績調書(様式第8号)の記入例

この様式には、1月～12月までの年間の実施内容を記入ください。

様式第8号(第9条関係)

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金(環境保全事業)実績調書

実施月日	実施時間	事業内容	出勤人員	実経費(円)	摘要
1月 〇日	清掃活動	自治会内 空き缶等ごみ拾い	自治会員 〇〇名	〇〇円	経費の内訳は、 様式9号(9条関係) 環境保全事業 算定資料に記入してください。
7月 〇日	〇時～ 〇時	〇〇川 草刈り・清掃 ■■道路沿線 草刈り・清掃	自治会員 〇〇名	〇〇円	
9月 〇日	〇時～ 〇時	自治会内 空き缶等ごみ拾い	自治会員 〇〇名	〇〇円	
△月 △日	〇時～ 〇時	△△	△△	無料	
12月 〇日	〇時～〇時	年末一斉清掃	自治会員 〇〇名	〇〇円	
↑ 実施(予定)月 日を記載して ください。	↑ 何時から 何時までの実施 時間を記載して ください。	↑ ・自治会内で実施された全 ての環境保全事業名を記 載してください。 ・自治会や自治会内各種団 体の実施した学習会等の 事業名も含めて記載して ください。 ・ <u>他の補助金、交付金の対 象になっているものは除 外ください。</u>	↑ 清掃や学習 会等環境保 全事業の実 施主体別に 参加人員を 記載してく ださい。	↑ ・各事業の実施ごと に合計額を記載し てください。 ・最終に総合計額を 記載してくださ い。 ↓	
合 計				79,000円	

※ 記入上の注意

- 1 事業内容欄は具体的に記入してください。
- 2 実経費欄には、人件費以外で事業に要した経費を記入してください。
- 3 実経費の内訳は、環境保全事業算定用資料(別記様式9号)に記入してください。
- 4 事業にかかった物品及び借用物等の経費がわかる領収書の写しを添付してください。
- 5 写真(全事業の内3～4枚)を添付してください。

様式第7号(第9条関係)の環境保全事業(総実
経費)に転記ください。

交付決定通知書〔2次交付分〕（様式第11号）の例

様式第11号（第10条関係）

第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇 様

栗東市長 印

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金交付決定通知書（2次交付分）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で実績報告のあった令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）について、栗東市自治会活動交付金交付規則第10条の規定により、その2次交付分を下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付金（2次交付分）の交付決定額 40,000 円

算定区分（交付対象事業）	算定額
環境保全事業	40,000円

交付請求書〔2次交付分〕（様式第6号）の記入例

様式第6号（第8条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栗東市長 様

自治会の会長印

請求者 自治会名 くりた自治会
自治会長氏名 栗東 太郎

印

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金交付請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け栗〇〇第〇〇号で交付決定のありました令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金について、栗東市自治会活動交付金交付規則第8条の規定によりその交付を請求します。

記

様式第11号（第10条関係）交付金交付決定通知書（2次交付分）にて市から交付決定を受けた額

金 40,000 円

（ 1次交付分 ・ **2次交付分** ・ 変更交付分 ）

振込口座

金融機関名	預金種目	口座番号	名義
金融機関名を記載し、□で囲む。 ☐ 〇〇銀行 ☐ 農協 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合	☒ 普通 当座	〇〇■●△△◇	ふりがな りっとう たろう 栗東 太郎
・ 本店は□で囲む。 ・ 支店・出張所は店名を記載。該当を□で囲む。	☐ 本店 ☒ 〇〇支店 出張所 該当する預金種目を□で囲む		

※ 交付金の振込先について、金融機関名、預金種類、口座番号、名義（ふりがな）に、
お間違いがないようご注意ください。

自治会活動報告書（様式第10号）の記入例（その1）

様式第10号（第9条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栗東市長 様

報告者 自治会名 くりた自治会
自治会長氏名 栗東 太郎

令和〇〇年度栗東市自治会活動報告書

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金による自治会活動の実績について、栗東市自治会活動交付金交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

実施月日	事業名	事業内容（例）	摘要
・通 年 4 / 1 ~ 3 / 3 1	自治会文書配布事業	市自治会発送文書等、配布物（回覧文書、ポスター掲示物を含む）の各戸配布	
8 / 1 9 / 1 〇 / 〇	生涯学習のまちづくり事業	・夏まつり（約□□名の参加） ・自治会広報誌の発行 ・生涯学習のまちづくり学習会開催 など	
9 / 1 5	地域ふれあい敬老事業	・敬老会の開催実施 ※参加者〇〇名（内、敬老事業対象参加者数 ▲▲名） ← 明記！	
・通 年	児童遊園管理事業	・敷地内の除草、消毒等美化作業 ・樹木の手入れ作業 ・施設（遊具等含む）の点検及び保守作業	

添付書類

- (1) 活動実績の分かる関係書類（チラシ、案内、パンフレット等）（環境保全事業を除く。）
- (2) 活動状況の写真等（地域ふれあい敬老事業に限る。）

自治会活動報告書（様式第10号）の記入例（その2）

様式第10号（第9条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栗東市長 様

報告者 自治会名 くりた自治会
自治会長氏名 栗東 太郎

令和〇〇年度栗東市自治会活動報告書

令和〇〇年度栗東市自治会活動交付金による自治会活動の実績について、栗東市自治会活動交付金交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

実施月日	事業名	事業内容	摘要
実施月日を記入してください。 （「通年」記入可）	この報告書を使用される場合、記入不要です。	※実施した事業内容左側□にチェック☑してください。	添付書類 番号記入欄
通年	自治会文書配布事業	☒ 自治会区域内の対象世帯に広報等の配布 ☒ 自治会各班にて回覧 ☒ 自治会区域内の掲示板へポスター等の掲示 ☐ その他 ()	
奇数月に発行 〇月 〇日	生涯学習のまちづくり事業	☒ 自治会だよりの作成 ☐ 自治会主催のイベント開催 ☒ 防犯・防災に関する事業の開催 ☐ 人権に関する事業の開催 ☐ その他 ()	
〇月 〇日	地域ふれあい敬老事業	☒ 敬老会の開催 ☐ 対象者への記念品の配布 ☐ その他 ()	
通年 〇月、〇〇月 （一斉清掃と合わせて実施）	児童遊園管理事業	☒ 自治会内の児童遊園の維持管理 ☒ 児童遊園の清掃活動 ☐ その他 ()	

添付書類

- (1) 活動実績の分かる関係書類（チラシ、案内、パンフレット等）（環境保全事業を除く。）
- (2) 活動状況の写真等（地域ふれあい敬老事業に限る。）

栗東市自治会活動交付金交付規則

栗東市自治会活動交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自治会が自主的に進めるまちづくりを促進し、自治会と市の協働によるまちづくりの推進に寄与するため、安全で住み良い地域社会の実現に向けた自治会活動を行う自治会に対して、予算の範囲内において栗東市自治会活動交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「自治会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体で、市長にその設立の届出をしたものをいう。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表第1算定区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表算定方法の欄に定めるところにより算定した額の合計額とする。

2 年度途中で新たに設置された自治会に対する交付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に対し市長に自治会の設立の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当該月）から同年度の3月までの月数及び12分の1を乗じて得た額とする。ただし、地域ふれあい敬老事業及び環境保全事業に係る区分については、この限りでない。

3 年度途中で新たに設置された自治会が分割によるものであり、分割前の自治会が交付金の交付を受けているときは、分割後の自治会は、前2項の規定にかかわらず、分割前の自治会が交付金の交付を受けた年度において、交付金の算定に用いられた区分に限り、交付金の交付を受けることができない。

4 前3項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付金による自治会活動)

第4条 交付金を原資として自治会において行う活動（以下「交付対象事業」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

2 交付対象事業は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）内に実施されるものに限るものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「申請者」という。）は、栗東市自治会活動交付金交付申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添えて、別に市長が定める日までに、市長に交付の申請をしなければならない。

(1) 栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）計画調書（別記様式第2号。環境保全事業に係る区分を交付金の算定に含めるときに限る。）

(2) その他市長が必要と認めるもの

(1次交付の決定)

第6条 市長は、交付の申請の内容を審査の上、その内容を適正と認めた場合は、速やかに交付の決定をし、栗東市自治会活動交付金交付決定通知書（1次交付分）（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

2 市長は、交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付金の変更申請)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、地域ふれあい敬老事業又は児童遊園管理事業に係る算定を変更しようとするときは、栗東市自治会活動交付金変更交付申請書（別記様式第4号）により、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、変更交付の申請の内容を審査の上、その内容を適正と認めた場合は、速やかに交付の決定をし、栗東市自治会活動交付金変更交付決定通知書（1次交付分）（別記様式第5号）により、申請者に通知する。この場合において、自治会が受領した交付金の額が、確定した交付金の額を超えるものであるときは自治会に対し過払となった交付金の返還を求めるものとし、確定した交付金の額を超えないものであるときは自治会に対し不足する交付金の請求を求めるものとする。

(交付金の請求)

第8条 交付決定者は、交付金の交付を受けようとするときは、栗東市自治会活動交付金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 交付金の交付を受けた者は、環境保全事業の終了後、栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、交付金の交付を受けた年度の1月15日までに市長にその実績を報告しなければならない。

- (1) 栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）実績調書（別記様式第8号）
- (2) 環境保全事業算定用資料（別記様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 交付金の交付を受けた者は、交付対象事業の終了後、栗東市自治会活動報告書（別記様式第10号）を交付金の交付を受けた年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(2次交付の決定等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績の報告の内容を審査の上、環境保全事業が適正に実施されたと認めたときは、栗東市自治会活動交付金交付決定通知書（2次交付分）（別記様式第11号）により、交付金の交付を受けた者に通知する。

2 第8条の規定は、前項の規定により交付決定を受けた交付金の請求について準用する。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、交付の決定を受けた自治会が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、交付の決定の一部又は全部を取り消し、交付金の交付を受けた者に理由を付して通知しなければならない。

- (1) 交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 交付金を別表第2に定める事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、交付の決定を受けたとき。

(交付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定の取消しをする場合において、自治会が交付金を受領しているときは、期限を定めて交付金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第13条 自治会は、交付金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付金の交付を受けた年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、環境保全事業に係る区分を交付金の算定に用いる場合における第4条第2項の規定の適用については、同項中「4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは、「1月1日から12月31日まで」とする。

(栗東市児童遊園管理規則の一部改正)

- 3 栗東市児童遊園管理規則（平成21年栗東市規則第40号）の一部を次のように改正する。
第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。
別表を削る。

別表第1（第3条関係）

算定区分	算定方法														
自治会文書配布事業	$(2,400円 + 35円 \times \text{世帯数}) \times 12月$ ※ 世帯数は、前年度の10月1日現在の住民基本台帳に基づく世帯数														
生涯学習のまちづくり事業	5,100円														
環境保全事業	別に市長が定める基準により算定する。														
地域ふれあい敬老事業	数え年69歳以上の高齢者の人数に1,000円を乗じて得た額 ※ 高齢者の人数は、前年度の10月1日現在の住民基本台帳に基づく人数とし、特別養護老人ホーム入所者を除く。														
児童遊園管理事業	(1箇所当たりの年額) <table> <tr> <td>165㎡未満</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>165㎡以上300㎡未満</td><td>8,000円</td></tr> <tr> <td>300㎡以上500㎡未満</td><td>11,000円</td></tr> <tr> <td>500㎡以上800㎡未満</td><td>16,000円</td></tr> <tr> <td>800㎡以上1,000㎡未満</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>1,000㎡以上1,500㎡未満</td><td>29,000円</td></tr> <tr> <td>1,500㎡以上</td><td>38,000円</td></tr> </table> 備考 年度途中に児童遊園が新設された場合は、児童遊園が新設された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当該月）から同一年度の3月までの月数及び12分の1を乗じて得た額とする	165㎡未満	5,000円	165㎡以上300㎡未満	8,000円	300㎡以上500㎡未満	11,000円	500㎡以上800㎡未満	16,000円	800㎡以上1,000㎡未満	20,000円	1,000㎡以上1,500㎡未満	29,000円	1,500㎡以上	38,000円
165㎡未満	5,000円														
165㎡以上300㎡未満	8,000円														
300㎡以上500㎡未満	11,000円														
500㎡以上800㎡未満	16,000円														
800㎡以上1,000㎡未満	20,000円														
1,000㎡以上1,500㎡未満	29,000円														
1,500㎡以上	38,000円														

別表第2（第4条関係）

交付対象事業名	交付対象事業内容
自治会文書配布事業	(1) 市から送付する配布物の各戸配布業務に関すること。 (2) 各種文書の回覧及びポスター等の掲示業務に関すること。
生涯学習のまちづくり事業	(1) 自治会住民の教養の向上と情操を育む、特色あるまちづくり活動事業 (2) 広報並びに情報の提供及び収集に関する事業 (3) 保健及び健康づくりに関する事業 (4) 福祉に関する事業 (5) 子育て支援に関する事業 (6) ごみの減量その他生活環境の保全に関する事業 (7) 防犯、防災その他住民の安全に関する事業 (8) 青少年の健全育成に関する事業 (9) 住民のふれあいの場の創出に関する事業 (10) 男女共同参画の推進に関する事業 (11) その他自治会の自主的な学習活動と生涯学習のまちづくりを推進するための事業
環境保全事業	(1) 道路、河川等の清掃 (2) ごみ不法投棄防止看板の設置 (3) 自治会が管理する空地、広場の緑化 (4) 花壇及びフラワーポットの設置及び管理 (5) 環境美化意識高揚の講習会及び研修会 (6) 栗東市生活環境保全推進会議が推進する事業 (7) 一般廃棄物処理の推進
地域ふれあい敬老事業	(1) 敬老会事業 (2) 高齢者同士又は高齢者と地域の住民が交流を図ることができる事業 (3) その他高齢者の長寿を祝うための事業
児童遊園管理事業	(1) 施設及び遊具の維持管理に関すること。 (2) 児童遊園の敷地内の除草、清掃その他美化に関すること。

備考 自治会文書配布事業、生涯学習のまちづくり事業（いずれか1以上の事業とする。）、環境保全事業のうち道路、河川等の清掃及び児童遊園管理事業（児童遊園が所在する自治会に限る。）は、必須事業とする。

別記

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

栗東市長 様

申請者 自治会名 _____
自治会長氏名 _____

年度栗東市自治会活動交付金交付申請書

下記のとおり 年度栗東市自治会活動交付金の交付を受けたいので、栗東市自治会活動交付金交付規則第 5 条の規定により申請します。

記

交付申請額 _____ 円

算定区分（交付対象事業）	積算根拠		算定額
自治会文書配布事業	2, 4 0 0 円× 1 2 月 3 5 円× _____ 世帯× 1 2 月	}	円
生涯学習のまちづくり事業	5, 1 0 0 円		円
環境保全事業	（概算事業費）		円
地域ふれあい敬老事業	開催（する・しない） 1, 0 0 0 円× _____ 人		円
児童遊園管理事業	165 m ² 未満	5, 000 円× _____	円
	165 m ² 以上 300 m ² 未満	8, 000 円× _____	円
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	11, 000 円× _____	円
	500 m ² 以上 800 m ² 未満	16, 000 円× _____	円
	800 m ² 以上 1, 000 m ² 未満	20, 000 円× _____	円
	1, 000 m ² 以上 1, 500 m ² 未満	29, 000 円× _____	円
	1, 500 m ² 以上	38, 000 円× _____	円
合計			円

備考 環境保全事業を算定に含めるときは、栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）計画調書（別記様式第 2 号）を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

年度栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）計画調書

[illegible]

第 号
年 月 日

様

栗東市長 印

年度栗東市自治会活動交付金交付決定通知書（1 次交付分）

年 月 日付で交付申請のあった 年度栗東市自治会活動交付金について、栗東市自治会活動交付金交付規則第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付金（1 次交付分）の交付決定額 _____ 円

算定区分（交付対象事業）	算定額（交付決定額内訳）
自治会文書配布事業	円
生涯学習のまちづくり事業	円
環境保全事業	円
地域ふれあい敬老事業	円
児童遊園管理事業	円
合計	円

交付の条件：栗東市自治会活動交付金交付規則別表第 2 に定める事業以外に当該交付金を使用してはならない。

年 月 日

栗東市長 様

申請者 自治会名 _____
自治会長氏名 _____

年度栗東市自治会活動交付金変更交付申請書

年 月 日付栗 第 号で交付決定のあった 年度栗東市自治会活動交付金について、栗東市自治会活動交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり栗東市自治会活動交付金の変更交付を申請します。

記

変更交付申請額 _____ 円
交付金（1次交付分）の交付決定額 _____ 円

算定区分（交付対象事業）	積算根拠		算定額
自治会文書配布事業	1次交付決定額		円
生涯学習のまちづくり事業	1次交付決定額		円
環境保全事業	1次交付決定額		円
地域ふれあい敬老事業	開催（する・しない）1,000円×_____人		変更 円
児童遊園管理事業	165㎡未満	5,000円×_____	変更 円
	165㎡以上300㎡未満	8,000円×_____	変更 円
	300㎡以上500㎡未満	11,000円×_____	変更 円
	500㎡以上800㎡未満	16,000円×_____	変更 円
	800㎡以上1,000㎡未満	20,000円×_____	変更 円
	1,000㎡以上1,500㎡未満	29,000円×_____	変更 円
	1,500㎡以上	38,000円×_____	変更 円
合計			円

第 号
年 月 日

様

栗東市長

印

年度栗東市自治会活動交付金変更交付決定通知書（1 次交付分）

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度栗東市自治会活動交付金について、栗東市自治会活動交付金交付規則第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付金（1 次交付分）の変更交付決定額 _____ 円

算定区分（交付対象事業）	1 次交付決定額	変更交付決定額	増減額
自治会文書配布事業			円
生涯学習のまちづくり事業			円
環境保全事業			円
地域ふれあい敬老事業			円
児童遊園管理事業			円
合計			円

交付の条件：栗東市自治会活動交付金交付規則別表第 2 に定める事業以外に当該交付金を使用してはならない。

年 月 日

栗東市長 様

請求者 自治会名
自治会長氏名 印

年度栗東市自治会活動交付金交付請求書

年 月 日付け栗 第 号で交付決定のありました 年度栗東市自治
会活動交付金について、栗東市自治会活動交付金交付規則第 8 条の規定によりその交付を請求しま
す。

記

金 円
(1 次交付分 ・ 2 次交付分 ・ 変更交付分)

振込口座

金融機関名	預金 種目	口座番号	名義
銀行 農協 信用金庫 信用組合	普通		ふりがな
本店 支店 出張所	当座		

年 月 日

栗東市長 様

報告者 自治会名
自治会長氏名

年度栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）実績報告書

年度栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）について、栗東市自治会活動交付金交付規則第 9 条の規定により、関係書類を添えて、その実績を下記のとおり報告します。

記

環境保全事業（総実経費）	円
--------------	---

添付書類

- （1）栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）実績調書（別記様式第 8 号）
- （2）環境保全事業算定用資料（別記様式第 9 号）
- （3）写真（3～4 枚）
- （4）物品及び借用物等の経費がわかる領収書の写し

様式第8号 (第9条関係)

年度栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）実績調書

[illegible]

※ 記入上の注意

- 1 事業内容欄は具体的に記入してください。
- 2 実経費欄には、人件費以外で事業に要した経費を記入してください。
- 3 実経費の内訳は、環境保全事業算定用資料（別記様式9号）に記入してください。
- 4 事業にかかった物品及び借用物等の経費がわかる領収書の写しを添付してください。
- 5 写真（3～4枚）を添付してください。

環境保全事業算定用資料

費目	日付	内容	金額	費目	日付	内容	金額
車両の手配にかかった費用（燃料代は除く。）				その他（燃料費・草刈機の借用費等）			
	小計						
食糧費							
				小計			
小計			合計				

年 月 日

栗東市長 様

報告者 自治会名
自治会長氏名

年度栗東市自治会活動報告書

年度栗東市自治会活動交付金による自治会活動の実績について、栗東市自治会活動交付金交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

実施月日	事業名	事業内容	摘要

添付書類

- (1) 活動実績の分かる関係書類（チラシ、案内、パンフレット等）（環境保全事業を除く。）
- (2) 活動状況の写真等（地域ふれあい敬老事業に限る。）

第 号
年 月 日

様

栗東市長 印

年度栗東市自治会活動交付金交付決定通知書（2 次交付分）

年 月 日付で実績報告のあった 年度栗東市自治会活動交付金（環境保全事業）
について、栗東市自治会活動交付金交付規則第 1 0 条の規定により、その 2 次交付分を下記のとおり
交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付金（2 次交付分）の交付決定額 _____ 円

算定区分（交付対象事業）	算定額
環境保全事業	円